

指定管理評価表(たじかの園)

令和2年3月31日現在

施設概要	尼崎市立たじかの園(尼崎市三反田町1丁目1番1号) 開館時間:平日の9:00~17:00 施設設置目的:児童福祉法第43条に規定する医療型児童発達支援センターとして、市内に居住する就学前の肢体不自由児に対して、療育サービスを提供するため。 事業内容:市内に居住する就学前の肢体不自由児に対して、保護者との通園事業等を実施することによる療育サービスを提供する。			
指定管理者の名称	社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団			
指定期間	平成29年4月1日~令和4年3月31日			
業務概要	尼崎市立たじかの園の維持管理業務 尼崎市立たじかの園に関する事業等の運営			
利用状況等	項目名	令和元年度	平成30年度	平成29年度
	利用者数	420人	404人	379人
	利用率	70%	67.3%	63.2%
所管課・所管課長名	健康福祉局障害福祉担当部障害福祉課・城間 努			
評価対象期間	平成31年4月1日~令和2年3月31日			

評価項目	説明	評価	評価コメント
1 サービスの質の維持・向上		B	定期的な保護者へのアンケートや事業所の自己評価システムによる利用者のニーズ把握によりサービス向上に努めるとともに、年度計画に基づき積極的に取り組んだ。前年度に引き続き、療育や定期的なおもちゃ掃除などにボランティアを活用し、新たに社会福祉協議会園田支部と共催でボランティア講座を実施するなど、地域との交流が得られた。保護者支援においては、母子訓練の方法を書面にしてお伝えする新たな取組をするなど、保護者支援を充実させた。
自主事業・指定事業	計画に沿って、積極的に自主事業・指定事業に取り組んでいるか		
サービス向上	サービス向上の取組みがされているか		
施設利用者数	施設利用者の掘り起こしがされているか		
利用者要望の把握	利用者要望の把握がされているか		
事業計画性、透明性	事業が計画的に、かつ透明性を確保して実施されているか		
住民・利用者の参画	住民または利用者とのパートナーシップを推進しているか		
2 適正な施設の管理		B	利用者の利便性に配慮し、施設の安全管理に努めるとともに、定期的な防災・避難訓練や防災マニュアルの見直し、虐待研修の実施など、危機管理体制が整備されている。
施設保守・管理	施設の保守、管理が適正に実施されているか		
職員体制	合理的な配置か、責任体制が整った配置か		
危機管理	事故・緊急時の体制が十分に整備されているか		
個人情報管理	個人情報の管理が適正であるか		
職員研修	職員研修が十分に実施されているか		
3 収支・経費節減		A	節電等により経費削減の取組が積極的になされ、収支状況もおおむね適正かつ良好である。
収支状況	収支の状況が適正かつ良好であるか		
経費節減の取組	経費節減の取組みがされているか		
4 指定管理者の経営状況等		A	適正な会計手続きがなされ、経営状況についても問題はない。
会計状況	適正な会計手続きがなされているか(監査報告書等による)		
経営状況	経営状況は良好か(貸借対照表、損益計算書等による)		
5 その他		A	文書類や帳簿などは適切に管理され、事業の内部評価も実施されている。
文書等の管理	文書類、帳簿、備品、資料等が適切に管理されているか		
評価の実施	内部評価を実施しているか		

指定管理者選定に係る事業計画書の主な取組内容	左記に関する取組状況とその取組に対する評価
医療型児童発達支援、保育所等訪問支援事業、外来診療、障害児等療育支援事業、相談支援事業等の実施	医療型児童発達支援センター(旧肢体不自由児通園施設)として、就学前肢体不自由児が保護者と一緒に通園して機能訓練や保育、生活指導を受け、社会生活に適応させるために必要な訓練指導を行うとともに体得するよう、左記の取組を行い、計画どおりに実施されている。個々の児童の発達と保護者のニーズにあわせた個別支援計画やリハビリテーション実施計画を基に発達支援、治療、家族支援、地域連携を実施するほか、喀痰吸引が行えるよう職員が2名増加するなど、医療的ケアの充実を図ることができた。また、子どもの育ち支援センター「いくしあ」に作業療法士などの専門職員を派遣し、発達支援に係る取組に貢献するため連携を図ることができた。

総合評価	総合評価の理由、今後の課題等
B	医療型児童発達支援センター(旧肢体不自由児通園施設)として、より充実した理学療法、作業療法、言語聴覚療法等の訓練・支援を効率的に提供できるように努めており、今後においても、その継続的な取組が望まれる。また、障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業を実施しており、専門的な知識を有する職員の人材育成など、障害のある児童の療育の中核的拠点としての役割を果たすよう、更なる障害のある児童の支援を充実させるため、令和元年10月に開設された子どもの育ち支援センター「いくしあ」との相互連携や、増加する医療的ケアが必要な園児の受入れに対応できる体制作りに取り組んでいく必要がある。関係機関と連携し、当該事業所を福祉避難所と位置付けたため、災害時の円滑な運営に向けて、開設マニュアルに基づいた訓練を実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月3日からリハビリテーションや園庭開放等は実施したものの、療育等は中止しており、再開時期や感染対策を講じながらの事業運用等の整理が大きな課題である。

※ 評価は、A~Eの5段階評価とする。

※ 確認調査の結果をチェックリスト等に記入する。更に1~5の大項目ごとに評価を行った後、総合評価を行うこと。

※ A:非常に良好である又は非常に成果があった。 B:やや良好である又はやや成果があった。 C:取組状況の水準が普通である。

D:やや改善の余地があった。 E:多くの改善すべき点が見受けられる。